訪　問　看　護
（介護保険）

【重要事項等説明書】

訪問看護ステーション　おおしま
住所：伊勢崎市太田町 508-1
電話番号：0270-25-2428

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条及び第 77 条の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことなどを事業者が説明するものです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	一般財団法人　資生会研究所
主たる事務所の所在地	〒372-0006 伊勢崎市太田町 508-1
代表者(職名・氏名)	理事長 吉澤　正夫
設立年月日	1967 年 7 月 1 日
電話番号	0270-25-2428

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーション　おおしま	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒372-0006 伊勢崎市太田町 508-1	
電話番号	0270-25-2428	
指定年月日・事業所番号	2026 年 4 月 1 日指定	1060490750
管理者の氏名	石川　智広	
通常の事業の実施地域	伊勢崎市、前橋市、太田市、みどり市、玉村町、本庄市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護又は介護予防訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、作業療法士又は精神保健福祉士(以下「訪問看護職員」といいます。)が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12 月 30 日から 1 月 3 日）及びお盆（8 月 13 日から 8 月 15 日）を除きます。
営業時間	午前 8:30 から午後 5:00 まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 3 人、非常勤 0 人	作業療法士	常勤 0 人、非常勤 1 人
准看護師	常勤 0 人、非常勤 0 人	精神保健福祉士	常勤 0 人、非常勤 3 人

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。
サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管 理 者　　石川 智広

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問看護の利用料

【基本部分（訪問看護ステーション）】

＜保健師、看護師が行う訪問看護＞

サービスの内容 1 回あたりの所要時間	単位	利用者負担金 ※(注2)参照		
		（自己負担 1 割）	（自己負担 2 割）	（自己負担 3 割）
20 分未満	314	321 円	641 円	962 円
20 分以上 30 分未満	471	481 円	962 円	1,443 円
30 分以上 1 時間未満	823	841 円	1,681 円	2,521 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,128	1,152 円	2,304 円	3,455 円

＜理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護＞

サービスの内容	単位	利用者負担金 ※(注2)参照		
		（自己負担 1 割）	（自己負担 2 割）	（自己負担 3 割）
1 回につき	294	270 円	540 円	810 円

＜訪問看護物価対応料＞

利用のタイミング	単位	利用者負担金 ※(注2)参照		
		（自己負担１割）	（自己負担２割）	（自己負担３割）
月の「初日」の訪問	6	6円	12円	18円
月の「2日目以降」の訪問(1回につき)	2	2円	4円	6円

（注1）　上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）　上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		単位	利用者負担金		
			（自己負担１割）	（自己負担２割）	（自己負担３割）
複数名訪問加算Ⅰ	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して 30 分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	254	260円	519円	778円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して 30 分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	402	411円	821円	1,232円
複数名訪問加算Ⅱ	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して 30 分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	201	206円	411円	616円
	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して 30 分未以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	317	324円	648円	971円
初回加算(Ⅰ) 初回加算(Ⅱ)	退院(所)した日に初回訪問を行った場合(初回訪問月のみ)	350	358円	715円	1,072円
	退院(所)した翌日以降に初回訪問を行った場合(初回訪問月のみ)	300	307円	613円	919円
退院時共同指導加算	退院又は退所につき 1 回(特別な管理を必要とする者の場合２回)に限り)	600	613円	1,226円	1,838円

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
		基本利用料
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の 90%
	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が 50 人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の 85%
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	上記基本部分の 99%

業務継続計画未策定減算	業務継続の取り組みとして、一定の基準にいずれにも適合していない場合	上記基本部分の 99%
医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算	主治医から利用者が急性憎悪等によって一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別な指示がある場合	1 日につき- 97 単位
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合	以下の基準のいずれかに該当する場合 ・訪問看護ステーションの前年度の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること ・緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと	1 回につき-8 単位

(2)介護予防訪問看護の利用料

【基本部分(訪問看護ステーション)】

＜保健師、看護師が行う訪問看護＞

サービスの内容 1 回あたりの所要時間	単位	利用者負担金 ※(注2)参照		
		(自己負担 1 割)	(自己負担 2 割)	(自己負担 3 割)
20 分未満	303	310 円	619 円	928 円
20 分以上 30 分未満	451	461 円	921 円	1,382 円
30 分以上 1 時間未満	794	811 円	1,622 円	2,432 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	1,090	1,113 円	2,226 円	3,339 円

＜理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う訪問看護＞

サービスの内容	単位	利用者負担金 ※(注2)参照		
		(自己負担 1 割)	(自己負担 2 割)	(自己負担 3 割)
1 回につき	284	290 円	580 円	870 円

＜訪問看護物価対応料＞

利用のタイミング	単位	利用者負担金 ※(注2)参照		
		(自己負担 1 割)	(自己負担 2 割)	(自己負担 3 割)
月の「初日」の訪問	6	6 円	12 円	18 円
月の「2 日目以降」の訪問(1 回につき)	2	2 円	4 円	6 円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		単位	利用者負担金		
			(自己負担 1 割)	(自己負担 2 割)	(自己負担 3 割)
複数名訪問加算 I	同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に対して 30 分未満の訪問看護を行った場合(1 回につき)	254	260 円	519 円	778 円
	同時に複数の看護師等が 1 人の利用者に対して 30 分以上の訪問看護を行った場合(1	402	411 円	821 円	1,232 円

	回につき)				
複数名訪問加算Ⅱ	看護師等が看護補助者と同時に 1 人の利用者に対して 30 分未満の訪問看護を行った場合(1 回につき)	201	206 円	411 円	616 円
	看護師等が看護補助者と同時に 1 人の利用者に対して 30 分未以上の訪問看護を行った場合(1 回につき)	317	324 円	648 円	971 円
初回加算(Ⅰ)	退院(所)した日に初回訪問を行った場合(初回訪問月のみ)	350	358 円	715 円	1,072 円
初回加算(Ⅱ)	退院(所)した翌日以降に初回訪問を行った場合(初回訪問月のみ)	300	307 円	613 円	919 円
退院時共同指導加算	退院又は退所につき 1 回(特別な管理を必要とする者の場合 2 回)に限り)	600	613 円	1,226 円	1,838 円

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
		基本利用料
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の 90%
	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 ・同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が 50 人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の 85%
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	上記基本部分の 99%
業務継続計画未策定減算	業務継続の取り組みとして、一定の基準にいずれにも適合していない場合	上記基本部分の 99%
医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の日数につき減算	主治医から利用者が急性憎悪等によって一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別な指示がある場合	1 日につき- 97 単位
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定の加算を算定していない場合	以下の基準のいずれかに該当する場合 ・訪問看護ステーションの前年度の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えていること ・緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと	1 回につき-8 単位

※初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。

※退院時共同指導料は入院若しくは入所中の者が退院又は退所するに当たり、主治医その他の従業者と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

※長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1 回の時間が 90 分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(60 分以上 90 分未満)に加算します。

※複数名訪問看護加算(Ⅰ)は、二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する。)が同時に訪問看護を行う場合

（利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等）に加算します。

※複数名訪問看護加算（Ⅱ）は、看護師と看護補助者（訪問看護師指導の下に訪問看護事業所に雇用され看護業務の補助を行う従事者である。資格は問わない。）

（3）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	無料
利用予定日の当日	2000 円

（注）利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

（4）支払い方法

上記（1）及から（3）までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、14 日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の 15 日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 東和銀行　伊勢崎支店　普通口座 3195092 座名義：ザイ）シセイカイケンケンキュウジョ ホウモンカンゴステーションオオシマ
現金払い	サービスを利用した月の翌月の 15 日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

9．虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待等ハラスメントの発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者　石川　智広

② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

③ 虐待等ハラスメント防止のための指針の整備をしています。

④ 従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。サービス提供　中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと

思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

① 切迫性・・・・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
② 非代替性・・・・身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
③ 一時性・・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

1. 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
2. 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得

	ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

12. 緊急時等および事故発生時の対応方法について
訪問看護の提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を仰ぐなど適切な処置を行います。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 伊勢崎市役所　健康推進部 介護保険課	所 在 地　伊勢崎市今泉町２丁目410番地 電話番号　0270-27-2742（直通） ﾌｧｯｸｽ番号 0270-21-4840（直通） 受付時間　8:30～17:15（土日祝は休み）
【家族等緊急連絡先】	氏　名　　続柄 住　所 電話番号 携帯電話 勤務先

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	一般社団法人　全国訪問看護事業協会

保険名	訪問看護事業者賠償責任保険、居宅サービス・居宅介護支援事業者賠償責任保険
補償の概要	賠償責任保険

13. 身分証携行義務

訪問看護職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14. 記録の整備

指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する記録を整備し、サービス提供を開始した日から 5 年間保存します。

15. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

16. 業務継続計画の策定等について

① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17. サービス提供に関する相談、苦情について

① 苦情処理の体制及び手順

(ア)提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

(イ)相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーション おおしま 管理者 石川 智広	所 在 地 伊勢崎市太田町 508-1 電話番号 0270-25-2428 ﾌｧｯｸｽ番号 0270-21-8298 受付時間 8:30～17:00
【伊勢崎市の窓口】 伊勢崎市役所 健康推進部 介護保険課	所 在 地 伊勢崎市今泉町 2 丁目410番地 電話番号 0270-27-2742 (直通) 受付時間 8:30～17:15(土日祝は休み)

【玉村町の窓口】 玉村町役場　健康福祉課　介護保険課	所 在 地　佐波郡玉村町大字下新田 201 電話番号　0270-64-7705（直通） 受付時間　8:30～17:15(土日祝は休み)
【前橋市の窓口】 前橋市役所　介護保険課	所 在 地　前橋市大手町二丁目 12 番 1 号 電話番号　027-898-6132（直通） 受付時間　8:30～17:15(土日祝は休み)
【太田市の窓口】 太田市役所　介護サービス課	所 在 地　太田市浜町 2 番 35 号 電話番号　0276-47-1856（直通） 受付時間　8:30～17:15(土日祝は休み)
【桐生市の窓口】 桐生市役所　保健福祉部　介護高齢福祉課	所 在 地　桐生市織姫町 1 番 1 号 電話番号　0277-44-8217(直通) 受付時間　8:30～17:15(土日祝は休み)
【みどり市の窓口】 みどり市役所　保健福祉部　介護高齢課	所 在 地　みどり市大間々町大間々1511 番地 電話番号　0277-76-0974（直通） 受付時間　8:30～17:15(土日祝は休み)
【本庄市の窓口】 本庄市役所　介護高齢課	所 在 地　本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号 電話番号　0495-25-1722(直通) 受付時間　8:30～17:15(土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 群馬県国民健康保険団体連合会	所 在 地　前橋市元総社町 335 番地 8 電話番号　027-290-1323 受付時間　9:00～17:00(土日祝は休み)

18. サービスの第三者評価の実施状況について

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	無
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	